

交付申請に当たっての留意事項について

令和3年度介護ロボット等導入支援事業費補助金については、事前協議を提出いただき、内容を確認した上で内示していますが、交付申請書提出時に内容を改めて確認します。

当該補助金の趣旨や「令和3年度介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱」に照らして適切でない場合、**交付決定しない場合がありますので**、必ず以下の事項を確認の上、交付申請書を提出してください。

介護ロボット導入事業

- 補助対象経費に設置・取付けにかかる経費は含まれません。
 - ※ 補助対象となるのは、基本的に機器本体であり、例えば導入に伴い追加で購入するPC等の周辺機器やオプション品は補助対象外です。

見守り機器導入に伴う通信環境整備

- 見守り機器を導入する（されている）ことが必須です。
 - ※ 見守りを目的とする介護ロボットをより効果的に活用するために必要な通信環境整備に対する補助事業ですので、**見守り機器の導入が必須**です。
- 1事業所につき1回ですので、令和2年度に当区分で補助を受けていた場合は補助の対象外です（介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録に連動させるために必要な経費を除く。）。

ICT導入事業

- **記録業務、情報共有業務（事業所内外の連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行う（転記業務が生じない）ことができる介護ソフトを導入する（されている）ことが必須**です。
 - ※ 複数の介護ソフトを連携させることや既に導入済みの介護ソフトに新たな機能を追加すること等により一気通貫となる場合も対象となりますが、上記業務のいずれかが欠けている（転記を伴う）場合は、補助対象となりません。
- 本事業で導入するタブレット端末等ハードウェアは、必ず**介護ソフトがインストール**されていなければなりません。
 - ※ 導入する介護ソフトを使用する目的以外で購入されたタブレット端末等ハードウェアは、補助対象外です。
- タブレット端末等ハードウェアのアクセサリ（ケースや保護フィルム）は補助対象外です。
- 令和2年度に当区分による補助を受けている場合は、基準額から令和2年度に交付された補助額を除いた額が上限となります。

共通事項

- 算定された補助金交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。
- 通信費は補助対象外です。
 - ※ 通信会社との間に発生する回線利用料等の通信費は補助対象外です。
- 補助対象となるのは、今年度中（令和 4 年 3 月末まで）に係る経費のみです。
 - ※ 複数年にわたるリース契約費用や月額費用についても、今年度中に係る経費しか補助できません。また、年度内に事業が完了しない場合も、補助対象となりません。
- 他の補助金等と本補助金を併用することはできません。
 - ※ 例えば、本補助金の自己負担金分に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や IT 導入補助金を充てることはできません。

【注意】

上記の内容を知らず、虚偽の申請を行った場合には、**補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。**